

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、継続的に企業価値の向上を図ることを通して、経済・社会の健全な発展に貢献することが、株主の皆様やお客様をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しております。

これらを実現させるため、経営の健全性、透明性、効率性をコーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題として認識しております。そのために、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役を複数選任し、経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図るなど、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、当社の個別事情を踏まえたうえで、当社にとって実施することが適当でないとする原則がある場合は、当社独自のガバナンス体制を構築しております。

その理由といたしましては、当社の事業規模と事業内容に見合った効率的かつ実効性のあるガバナンスシステムを構築することにより、当社のステークホルダーにとってバランスのとれた企業価値向上を実現できると判断したためです。

なお、本報告書提出日現在において、コーポレートガバナンス・コードの未実施となる各原則は以下の通りであります。

【補充原則1-2 株主総会における権利行使】

【補充原則3-1 情報開示の充実】

議決権行使プラットフォームの使用や招集通知の英訳については、引き続き、費用・効率面を考慮し、未実施としております。2018年3月末時点で外国人等の持分比率は14.1%であります。今後の海外投資家及び機関投資家の持株比率及び議決権の行使率等に留意しつつ、引き続き、検討して参ります。

【補充原則4-1 中期経営計画】

当社は、経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、現時点では、事業単年度ごとの業績等の見通しを公表することとしております。

当社では中期経営計画は公表していませんが、取締役会は、決議された全社方針を基本として、今後の事業拡大にあわせ、中期計画を策定するとともに、グループ全体の経営戦略や事業戦略の遂行に活かしていく予定です。

【補充原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、次の理由から「筆頭独立社外取締役」を定めないこととしております。

・「筆頭独立社外取締役」を定めることで、独立社外取締役間の序列意識、筆頭者への依存する意識を醸成する可能性があります。

・社外取締役はそれぞれ卓越した知見を有しており個々にその持ち味を発揮することが求められていることから、必ずしも社外取締役間で意見が統一される必要はないと考えます。

【補充原則4-10 任意の仕組みの活用】

当社の独立社外取締役は、取締役会の過半数に達していませんが、取締役会において、当社の重要事項を決定する際、適切な関与・助言を行っております。なお、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの事項に関し、より一層の関与・助言を得る仕組みを必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-11 取締役会の自己評価】

当社では、現時点では取締役会の定期的な分析・評価は実施していません。

今後は、取締役会の実効性向上のための課題を洗い出し、必要な対策に取り組んだ上でその結果を検証するPDCAサイクルを運用するために、取締役会の定期的な分析・評価を行っていくことを検討しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】

当社は、純投資目的以外の目的で、上場株式を保有していません。

【原則1-7.関連当事者の取引】

当社及びグループ会社が当社役員や支配株主等との取引を行う場合は、取引条件及びその決定方法の妥当性について、社外取締役及び社外監査役が参加する取締役会の審議及び決議を要することと定めております。

役員に対しては、毎年4月に「関連当事者に関する確認書」の提出を求めており、自身及び近親者、代表となっている団体、過半数の議決権を有する団体等の関連当事者との取引について、取引の有無を確認・把握しております。

【原則3-1.情報開示の充実】

(1) 経営理念や経営戦略、経営計画

経営理念: 当社ホームページにおいて、「経営方針」を掲載しております。

経営戦略：当社は高い技術力と強固な顧客基盤を効率的に組み合わせ、顧客に対して最適なITソリューション・サービスを提供することを経営戦略の基本としております。

経営計画：当期におけるグループの数値目標につきましては、最新の決算短信（四半期決算短信を含む）を参照願います。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、実効的なコーポレートガバナンスの実現がステークホルダーとの信頼関係の構築に不可欠なものと認識しております。

そのため、当社は、

1. 株主の権利・平等性の確保
2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
3. 適切な情報開示と透明性の確保
4. 取締役会等の責務の履行
5. 株主との対話

の充実により、コーポレートガバナンスの実効性を高めていくこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役報酬については、職位に職責の重みを考慮して決められた固定報酬と、会社業績や業績への貢献度をもとに決定される変動報酬で構成しています。具体的な報酬の決定にあたっては、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会で決定することといたします。

監査役の報酬については、取締役の報酬とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役会の協議において決定しています。

(4)(5) 取締役及び監査役候補の指名、選任を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補者の指名にあたっては、社内外から幅広く候補者を選任し、優れた人格・見識と高い経営能力を有する候補者を取締役会で決定しております。

独立社外取締役は、各分野における豊富な経験・知見を有し、中長期的な企業価値向上への助言や経営の監督など、専門的かつ客観的な視点からその役割・責任を果たすことができる方を指名しております。また、独立社外監査役は、各分野における豊富な経験・知見を有し、経営全般を監視して取締役会の透明性を高めるとともに、企業価値の向上に貢献いただける方を指名しております。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任範囲の概要】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、業務執行体制としての幹部会議等を設けております。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、当社及びグループの経営に関する方針や重要事項等を決定しております。

その他、幹部会議等は、業務執行部門の中から社長が指名した者で構成されており、各事業における業績報告、当社及びグループの経営戦略や業務執行に関する情報の共有、意見交換の場としての役割を担っております。また、重要な会議には、社外取締役と監査役等も出席しており、当社及び当社グループにおける様々な課題・問題を確認し、意見を述べる場ともなっております。

【原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図る観点から、当社取締役会において、株主をはじめとするステークホルダーの意見を踏まえた意見提起に期待し、独立社外取締役を複数名選任しております。

現在、当社には2名の独立社外取締役がありますが、案件に応じて事前説明を行う等、十分な情報提供に努めております。

なお、独立社外取締役の取締役会への出席率については良好であり、また、それぞれ自らの知見に基づき、経営を監督するとともに経営の方針や経営改善等について活発な意見をいただいております。当社が期待する役割を十分果たしていただいております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役については、主に以下の2点を基準として候補者を選定しております。

・経営の監視に必要な企業経営における実務経験と知識に基づき、経営及び業務執行において、特定の利害関係者の利益に偏重することのない公平公正な判断能力を有していること。

・本人及びその近親者が、現在及び過去において、当社及び関係会社の業務執行者、主要取引先及びその業務執行者、非業務執行取締役、会計参与、主要株主などのいずれにも該当せず、また、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ていないこと。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会の構成については、経営に関する実質的な審議が可能な範囲として、監査役を含めた取締役会参加人数を13名以内とすることで、取締役会の審議の実効性を確保しております。また、取締役会参加者の知見や能力のバランスについては、前述の【原則3 - 1 - (4)】に記載のとおりであります。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況】

取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、「株主総会招集通知」、「有価証券報告書」にて開示しております。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要になるトレーニングの機会を継続して提供します。

特に、社内役員に対しては、経営者や監査役としての素養、会社法やコーポレート・ガバナンス等に関する知識、法令の順守及び経営に関する有用な情報等の習得について、必要に応じて社外研修を通じて対応しております。

社外役員については、候補者選定の要件として経営の監視・助言に必要な知識経験を保有している事を定めているため、別途トレーニング実施の必要性はないと考えております。ただし、社外役員が当事業及び当社を取り巻く状況を迅速に把握するための補助として、各社外役員からの要請に応じて、適時各事業担当役員からの説明等を実施しております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、経営管理本部が、アナリスト／機関投資家向けミーティングの開催や個人投資家向けイベントの开展を行い、株主・投資家との対話の充実を図っております。必要に応じて、代表取締役社長も自ら参加し、経営理念等の説明を行っております。

また、株主・投資家との対話に際しては、社内規程「インサイダー取引防止規程」に従いインサイダー情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

有限会社ティーオーシステム	3,483,970	25.29
日本ユニシス株式会社	654,000	4.74
株式会社オービックビジネスコンサルタント	645,900	4.68
BBH FOR FIDELITY LOW - PRICED STOCK FUND	606,100	4.39
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	479,500	3.48
林 宗治	410,214	2.97
林 雅也	410,165	2.97
林 勝	410,160	2.97
株式会社ソフトクリエイティホールディングス(自社株口)	400,659	2.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	362,100	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
親会社の有無 更新	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
阿部 新生	他の会社の出身者											
安田 洋史	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿部 新生	○	_____	セントラル硝子株式会社における取締役、昭和電線ホールディングスにおける監査役を務めるなど、経営者と監査役として豊富な経験を有しており、それら幅広い見識と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくことを期待したため適任と考えております。また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に定める列挙事由のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。

安田 洋史	○	——	株式会社東芝においては、本社部門及び半導体事業部門等で、アライアンス・M & Aの実務を含む、経営戦略全般に携わっており、その後は実務経験を活かし、現在は青山学院大学の教授として当該分野の専門家として活動しております。当社の発展のためには、同氏の幅広い見識と経験が当社の成長に活かしていけると期待できるため適任と考えております。また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に定める列挙事由のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。
-------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の数 更新	5 名
監査役の数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

代表取締役直轄の組織である内部監査室（1名）が内部監査計画に基づき、子会社を含める当社グループ全体にわたり業務の適正性の確保、業務手続きの効率化・改善等に貢献することを目的として内部監査を実施しております。また、内部監査室は、監査役会、内部統制担当部門及び会計監査人との連携のもと、各部署を対象に業務監査を計画的に実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、被監査部門に対する具体的な助言、勧告を行い、改善状況を確認するなど、実効性の高い内部監査を実施しております。

監査役は、監査役会規程及び監査役監査基準の定めるところに従い、必要とする情報収集を取締役及び使用人から行っており、その監査役は監査役会において他の監査役に報告を行っております。また、監査役会は、取締役、会計監査人、内部監査室及び内部統制担当部門と適宜情報交換を行うことで相互の連携を図り、監査役監査の実効性を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 勲	他の会社の出身者													
鍵田 憲男	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 勲		――	住友商事株式会社等における長年にわたる監査役としての豊富な経験及び高い見識を有していることから、経営監査の役割を果たす上で適任と考え、選任しております。 山本勲氏は、大株主企業又は主要な取引先の出身者等ではなく、社外監査役就任時まで当社と利害関係を有したことはないため、社外監査役の独立性に問題はございません。
鍵田 憲男		――	国税庁職員及び税理士としての豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、経営監査の役割を果たす上で適任を考えております。鍵田憲男氏は、大株主企業又は主要な取引先の出身者等ではないため、社外監査役の独立性に問題はございません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社への貢献に応じて、付与対象者を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の監査役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の取締役並びに従業員の業績向上への貢献に応じて、付与対象者を決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

1億円を超える報酬の支給対象者がいないため。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役については取締役会決議、監査役については監査役の協議によって決定しております。報酬限度額は、2011年6月23日株主総会の決議によって年額500百万円以内(総額)、監査役は2004年6月28日株主総会の決議によって年額50百万円以内(総額)と定めています。
その他、取締役(社外取締役を除く)の報酬枠として、株式給付信託(BBT)の導入(年額100百万円以内)が可能となっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達は人事総務部が主管となり、電話・メール等にて連絡可能としております。
社外監査役のサポート体制は、常勤監査役が、その職務に必要な情報等を密に連絡し、サポートを行なっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1 取締役会

コーポレート・ガバナンス報告書提出日現在、当社では6名の取締役がその任にあたっております。取締役会は取締役全員で構成されており、原則として月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて、臨時取締役会を開催しております。

2 幹部会議等

幹部会議等は、会長及び社長の下での諮問機関として、重要事項を審議し、情報共有を図るための機関であります。当該会議は、社内取締役及び執行役員、その他、会長又は社長が指名する者で構成されており、必要に応じ、随時開催しております。

3 監査役・監査役会

当社の企業統治システムとしては、監査役制度を採用し、現在3名の監査役(うち常勤監査役1名)がその任にあたっております。監査役2名は社外監査役であり、これにより監視機能を強化し、経営の健全性の維持を図っております。

4 独立監査人

当社は、金融商品取引法に基づく会計監査契約を、新日本有限責任監査法人(2018年7月1日よりEY新日本有限責任監査法人に名称変更)を締結しており、同監査法人は、監査人として独立した立場から財務諸表等に対する意見を表明しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。取締役会は、取締役6名のうち2名を社外取締役とすることで、経営に多様な視点を取り入れるとともに、取締役の相互監視機能を強化しています。

監査役は、監査役3名中2名を社外監査役とすることで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の方にご来場いただけるよう、定時株主総会の集中月であります。極力、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定するよう努めています。
その他	株主総会の円滑な運営を図るため、招集通知のホームページ掲載、法律で定められた期日の遵守、広く株主の皆様へ会社の情報をご理解いただくためインターネットによるIR情報の積極的な開示などに努めております。なお、第51期定時株主総会に係る招集通知発送日は平成30年6月6日、定時株主総会は平成30年6月21日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR活動についての考え方を当社ウェブサイトに掲載しております。情報開示について、基本姿勢や開示基準、方法に加えて、IR活動沈黙期間について記載しております。 詳細は、ウェブサイト < http://www.softcreate-holdings.co.jp/ir/irpolicy/index.html > にてご確認ください。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	昨年度においては日経IRフェアの出展を実施し、多くの皆様にご来場いただきました。また、個人投資家向け説明会を広島、札幌で開催し、代表取締役社長自ら、当社の内容、特徴及びこれまでの業績面を中心に説明させていただきました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家向けの決算説明会のほか、アナリスト、機関投資家への個別訪問による決算説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下の資料等をウェブサイトに掲載しています。 (a) 決算短信 (b) 適時開示情報を含む重要なニュースリリース (c) 定時株主総会の招集通知 (d) 有価証券報告書及び四半期報告書 各資料の内容は、ウェブサイト < http://www.softcreate-holdings.co.jp/ir/index.html > にてご確認ください。 また、経営者メッセージを「会社情報」部分に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示担当責任者: 取締役専務執行役員経営管理本部長 中桐雅宏 IR担当部署: 経営管理本部	
その他	当社グループの事業内容、最新の活動、経営に携わる役員などをよりご理解いただくため、毎月「マンスリーニュース」をホームページ上に掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、顧客、株主、従業員、取引先、社会とともに成長する企業を目指し、事業を通じて社会貢献を実現することを「ソフトクリエイトホールディングス企業行動憲章」で定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社内献血やボランティア活動を行っております。 具体的なCSR活動の内容は、ウェブサイト < http://www.softcreate.co.jp/csr/support.html > にてご確認ください。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

法定開示制度や東京証券取引所が定める適時開示規則に則り、適切な手続きと時期での情報開示を行なっております。また、開示義務のない情報であっても、投資判断に影響を及ぼす可能性があると思われる重要な情報については、全てのステークホルダーが入手できるよう、公平かつ迅速に開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、下記の通り、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社は、代表取締役社長をコンプライアンスに関する統轄責任者として任命する。総務部門長は、企業行動憲章、企業行動基準等のコンプライアンスに係る規程の整備と徹底を図り、法令及び定款遵守体制の構築を推進する。

統轄責任者は、コンプライアンスに関する活動を取締役会に報告する。

また、当社及び当社子会社は、使用人が法令又は定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な取扱いを行わない。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社は、代表取締役社長をリスク管理に関する統轄責任者に任命する。総務部門長は、リスク管理に係る規程を整備し、当該規程に基づいてリスクカテゴリーごとの責任部署を定めるなど、全社のリスク管理体制の構築を推進する。統轄責任者は、リスク管理状況を取締役会に報告する。

また、内部監査室は、当社及び当社子会社の各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、代表取締役社長を取締役の職務の効率性に関する統轄責任者に任命する。各取締役及び執行役員は、中期経営計画及び年次経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。これに対し、統轄責任者は、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。統轄責任者は、業務遂行状況を当社及び当社子会社の各取締役及び執行役員を取締役会及び幹部会議等において、定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

4. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、代表取締役社長を子会社の管理に関する統轄責任者に任命する。経営管理部門長は、子会社管理規程を整備し、経営管理業務の一元化により子会社における業務の適正の確保と財務報告の信頼性確保を図っていく。

統轄責任者は、取締役会及び幹部会議等において定期的に報告される子会社の業務執行状況を把握し、企業集団における内部統制システム整備を推進する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、代表取締役社長を取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての統轄責任者に任命する。総務部門長は、取締役の職務執行に係る情報を文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し保存する。

情報のセキュリティ管理に関しては、情報システム担当部門長が情報セキュリティに関する規程、マニュアル等を整備し、推進管理を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、使用人を当該使用人として指名することができる。

監査役会が指定する補助すべき期間中については、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。監査役の指示の実効性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査役会規程、監査役監査基準及び当該規程に定められた監査役への報告基準に基づき、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項並びに不正行為及び法令・定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会付議事項及びその決定事項、幹部会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準に関する事項、内部監査の実施状況、重要な月次報告及びその他必要な重要事項を監査役に報告する。監査役に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び幹部会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書等を閲覧し、取締役会及び使用人に説明を求めることとする。また、監査役は、法令並びに監査役会規程及び監査役監査基準に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査成果の実現を図る。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理するものとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役会長を最高責任者とし、代表取締役社長を推進責任者とする内部統制整備・運用・評価体制を構築し、財務報告に関する基本方針に則り、内部統制システムの整備・運用を行うとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、総務部門長を統轄責任者と定め、企業行動基準に基づいた反社会的勢力対応マニュアルを整備し、特殊暴力防止対策連合会等の関係団体に加入の上、所轄警察、顧問弁護士とも緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及びグループ会社は、「企業行動基準」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、総務部門を窓口として、警察などの外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否することとしています。

また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、渋谷地区特防協へ加入し、セミナー等への参加により情報収集を図るほか、渋谷警察署組織犯罪対策課との情報交換及び適宜、顧問弁護士による反社会的勢力について講演いただいております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

更新

買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る企業姿勢

当社企業グループは、「企業行動基準」を制定し、さまざまなステークホルダーの皆様に対し社会的責任を有していることを認識し、適時適切な情報開示に努めております。

2. 情報の集約

当社では、グループ会社のすべてにおける決定事実及び発生事実に関する情報については広報担当部門が、決算に関する情報については経理担当部署が、それぞれ情報管理責任部署として情報を集約しております。

3. 情報の適時適切な開示

当社では、有価証券情報規程において定められる開示基準に該当する会社情報は、原則として取締役会の承認をもって情報開示をしております。ただし、緊急を要する場合には、代表取締役の判断によって情報開示がなされます。情報開示にあたっては、決定事実及び発生事実に関しては広報担当部署が、決算情報に関しては経理担当部署が開示を行っております。

4. 社内体制のチェック機能

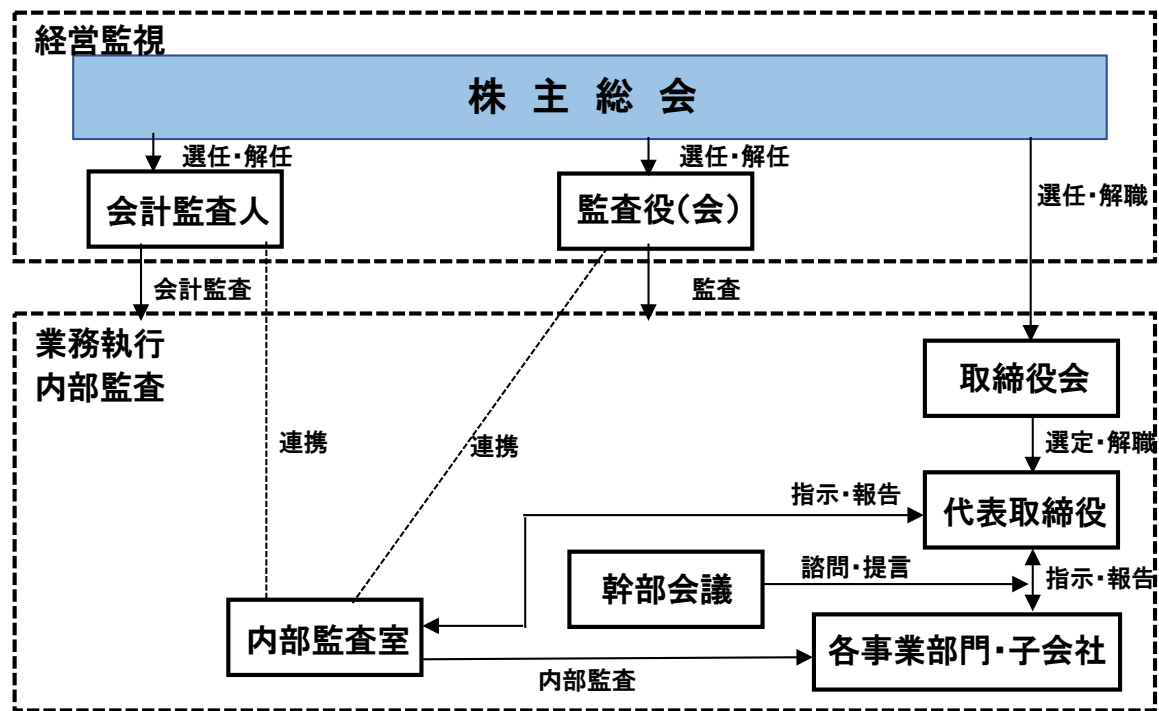
1) 内部監査機能

当社では、監査担当部署及びグループ会社の内部監査部門を通じ、内部管理体制の適切性や有効性を検証し、必要に応じて問題点の改善・是正に関し提言するとともに、その検証結果について代表取締役に報告する体制を構築しております。

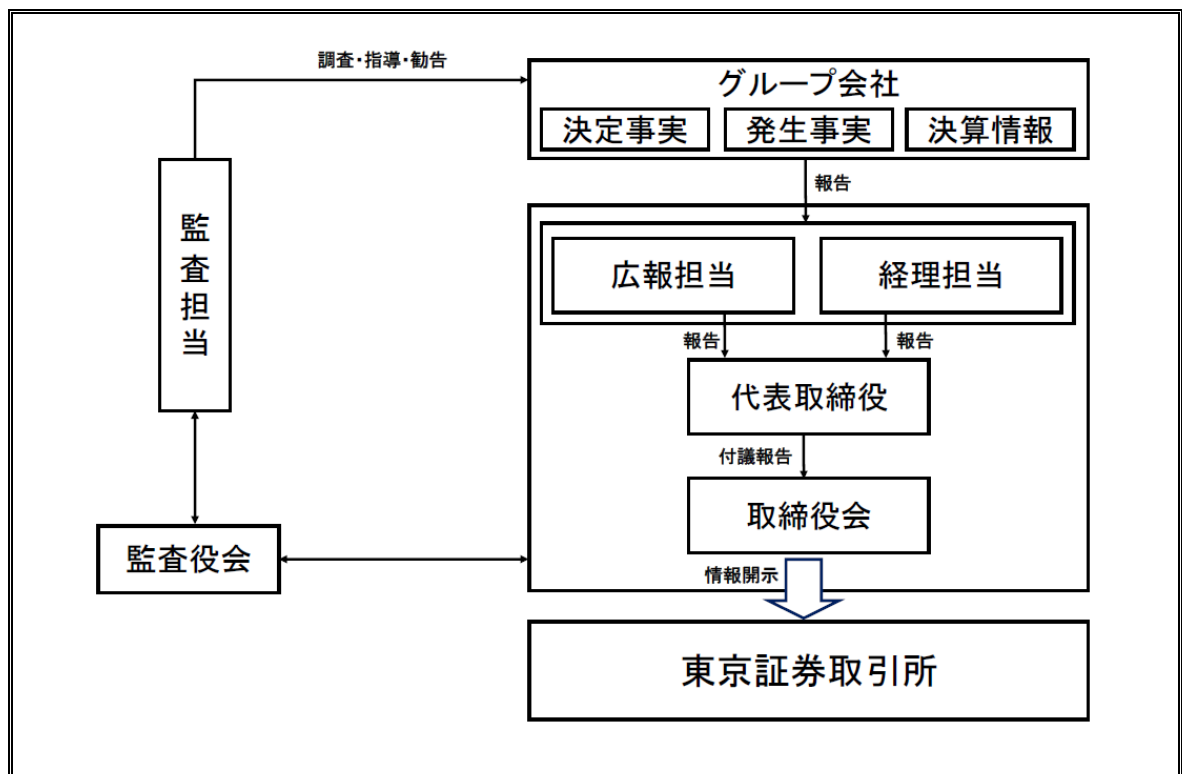
2) コンプライアンス関連

当社企業グループは、コンプライアンスを事業経営における最重要課題のひとつとして位置づけており、コンプライアンスが実践されているかを情報セキュリティ委員会及び総務管理担当部門長が連携して調査しております。是正事項が発生した場合には、当該部署の責任者に対して指導・勧告を行うとともに、その調査結果を代表取締役まで随時報告する体制を構築しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上